

## 排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※ <sup>1</sup> 計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	91 ppm	合格	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成28年5月20日
	66 ppm	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	46 ppm	合格				1号煙突	平成28年10月28日
	42 ppm	合格				2号煙突	平成29年2月21日
硫黄酸化物濃度	10.0 ppm	合格	50 ppm 以下	※ <sup>4</sup> K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成28年5月20日
	2.3 ppm	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	3.0 ppm	合格				1号煙突	平成28年10月28日
	2.8 ppm	合格				2号煙突	平成29年2月21日
一酸化炭素濃度	10.0 ppm	合格	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※ <sup>5</sup> 新ガイドライン	1号煙突	平成28年5月20日
	※ <sup>2</sup> <2 ppm	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	※ <sup>2</sup> <2 ppm	合格				1号煙突	平成28年10月28日
	※ <sup>2</sup> <2 ppm	合格				2号煙突	平成29年2月21日
塩化水素濃度	16.0 ppm	合格	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成28年5月20日
	14.8 ppm	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	9.8 ppm	合格				1号煙突	平成28年10月28日
	16.6 ppm	合格				2号煙突	平成29年2月21日
ばいじん濃度	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	平成28年5月20日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				1号煙突	平成28年10月28日
	※ <sup>3</sup> <0.001 g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成29年2月21日
ダイオキシン類濃度	0.0000003 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格	0.05 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※ <sup>5</sup> 新ガイドライン	1号煙突	平成28年5月20日
	0 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成28年8月3日
	0 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格		1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※ <sup>6</sup> DXN特別措置法	1号煙突	平成28年10月28日
	0.00000093 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	平成29年2月21日

注記 上記濃度はすべてO<sub>2</sub>濃度12%換算値とします。

※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2:<2は、定量下限値(2)未満を示します。

※3:<0.001は、定量下限値0.001未満を示します。

※4:硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※5:法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの事です。

※6:法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法の事です。